

平成30年9月定例農業委員会議事録

(開会 9月25日(火) 午前9時

(欠席委員)小河委員、萩野委員、深谷(良)議員、光岡委員

(事務局出席者)原田事務局長、深津事務局次長、冨田主幹、鈴木副主幹、
酒井主任主査、川野主事

(傍聴人) 0名

議 長：ただいまから9月定例農業委員会を開催します。

本日は、農業委員の小河委員、萩野委員、農地利用最適化推進委員の深谷(良)委員、光岡委員から本日の会議を欠席する旨の届け出を受けており、現在の出席委員は、農業委員10名、農地利用最適化推進委員7名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。

12番、岡本眞弓委員、1番、増岡和明委員、よろしく申し上げます。
それでは、議事に入ります。

議 長：議案第22号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について、事務局から説明を求めます。

【議案第22号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました番号1、三好上の件について、地元の小林秀樹委員から御意見を申し上げます。

小林委員：本申請地につきましては、本年の3月において農振除外の審議をしていただいたものでございますけれど、それ以後につきましても、特に申請地周辺等、変化もありませんので、特に問題はないかと思えます。以上でございます。

議 長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は、挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：意見等ないようでありますので、番号1について採決をとります。

番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

続きまして、番号2、三好下の件につきまして、地元の野々山久照委員から御意見を申し上げます。

野々山委員：現地につきましては、畑であり、耕作していたような形跡がありました。周辺にかなり住宅地もあり、近くには歯医者もごございます。雨水については道路側溝、汚水についても下水へ処理するというので、周辺農地への影響はないと思いますので、問題ないと思います。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は、挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、番号2について採決をとります。

番号2について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

続きまして、番号3、明知上の件につきまして、地元の深谷明良委員から御意見を申し上げます。

深谷(明)委員：現地確認してきましたが、周りは家とコンビニに囲まれた奥まったところであり、現状、果樹が植えられています。下草も刈られた状態で、耕作をされていますが、活用としては非常に難しい土地なので、駐車場として転用する分には妥当かと思えます。しかし、この出口にあたるところはとても狭く、現地を見に行ったら3.5メートルしかなく、擁壁等を立ててしまうと、出入り口としては非常に危険じゃないかなという懸念があります。これは実際のところ農地と関係ないことになってしまっていますが、一応そういう意見を述べたいと思います。以上です。

議長：ありがとうございます。ただいまの深谷委員からの御意見に対し、事

務局から説明をお願いします。

事務局：失礼します。事務局で今、御意見あったところについて御説明させていただきます。

右側の箇所の道路に接した箇所が、3.5メートルと書いてあります。その前に、歩行者用のガードパイプが現在ありまして、この事業が進むにつれて、ガードパイプが通行の障害になるものですから、こちらにつきましても、道路の担当課と移設等の打ち合わせをしていることを確認させていただいています。よろしくをお願いします。

林委員：今の件ですが、3.5メートルのところを出口としての利用だけならやむを得ないと思うが、入口として使うと、道路通行上、問題があると思います。農業委員会とは直接関係ないですが。

事務局：今、林委員のから御意見いただきました件につきましても、土地の形状上、交差点に近いところですから、いろいろ聞き取りをさせていただきました。その結果、今現在、交差点付近から出入りする車両もあって大変危険だということを回避したいということも目的であるということで、事業者側からは、新たに設ける出入口につきましても、できるだけ一方通行のような形で利用を考えていきたいとお話をいただきましたので、こちらにつきましても報告させていただきます。よろしくをお願いします。

議長：よろしいですか。

御意見等ないようですので、番号3について採決をとります。

番号3について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号3について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第22号 全員賛成3件》

議長：議案第23号、相続税の納税猶予に係る証明願について、事務局からの説明を求めます。

【議案第23号、相続税の納税猶予に係る証明願について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ありがとうございました。ただいま事務局から説明のあった番号1、打越の件について、地元の近藤雅俊委員から御意見を申し上げます。

近藤(雅)委員：現地確認させていただきました。田んぼについては適正に管理されております。畑については、雑草がかなり高かったですが。梅、柿、ミカン、里芋、ナス、キュウリ、サツマイモが植えられていましたが、夏が暑かったせいか、この夏の作物がまだ刈り採られてないという状況でした。しかし引き続き農業経営をやっていくようにみられますので、問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議 長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は、挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、採決に移ります。番号1について、証明書を発行することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：ありがとうございます。全員賛成により、番号1については、証明書を発行することとします。

《採決結果：議案第23号 全員賛成1件》

議 長：議案第24号については、近藤元壽委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議 長：議案第24号、農用地利用集積計画の決定について、事務局からの説明を求めます。

【議案第24号、農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は、挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、採決に移ります。
本件について、採決します。計画の決定に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：ありがとうございます。全員賛成により、決定することとします。
(該当委員着席)

《採決結果：議案第24号 全員賛成1件》

議長：続いて、諮問に移ります。
諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、事務局からの説明を求めます。

【諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明のあった番号1、黒笹の件について、地元の加納勇委員から御意見ををお願いします。

加納委員：現場等を2回確認してきました。耕作者が現在、畑をつくっているところになります。今後、この畑がなくなると、耕作者の生きがいなくなるのではないかとということで心配しているところですが、申請につきましては問題ないということで確認しています。以上です。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等がある委員は、挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、採決に移ります。
番号1について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：ありがとうございます。全員賛成により、番号1について、適当であるとして市へ答申することとします。

続きまして、番号2について事務局から説明がありましたが、御意見等のある委員は、挙手の上、発言を願います。

加納委員：説明がどうも要領を得ないような感じだったと思います。何が目的という部分、ただ抜くだけだと言いますが、そうではなくて、今後、どのような土地利用をしていく考えがあるのですか、その辺の部分をわかっている範囲で説明してください。

議長：ただいまの加納委員からの御質問に対し、事務局から説明をお願いします。

事務局：今回、除外をしていく部分については、通常の農振除外とは異なり、特段何かに利用する目的があつての除外というわけではなくて、今後、農業振興地域として担い手への集積を図る上で、近代的な利用ができないということで、事務局にて、方針に基づいて判断をさせていただいたものの除外をさせていただいているというものになっています。

加納委員：それは地主から要請があつたわけですか。市が勝手に判断したということですか。

事務局：地主さんからの意見も聞いた上でという形です。

事務局：すみません、少し補足をさせていただきます。

この農業振興地域整備計画の見直しというのは、本来、法律では5年ごとに行うように定められております。ただ、本市の場合は、過去の経緯からすると、10年ごとにこの総見直しをさせていただいております。今回は12年の間が空いたわけですが、その総見直しの際に、本市のような都市近郊の地域は、どうしても農業振興地域というのが都市化、都市的な利用をされてしまいます。このように農振農用地が小規模になった土地や、将来、畑総や土地改良事業などの近代化事業をする見込みがないところは、農用地から除外をしていくという事務的な作業をさせていただいております。そういったことをすることによって、将来守っていく農地とそうでない農地とのすみ分けを市としてお示しをさせていただくという考え方であります。先ほど少し説明をさせていただいたのですが、本来は今回の土地以外の小規模の農用地についても除外をさせていただく予定ではありましたが、愛知県との事前のヒアリングの中で、愛知用水の二期事業が完了して、まだ20年経過していないということで、それは今回できませんでした。なので、該当するところがこの2カ所となりましたが、方針の見直しと農用地の除外という形で今回案を作成させていただきましたので、よ

ろしくお願いします。

議長：小さいところは外しますよということですね、愛知用水の関係で外れなかったという感じですね。

塚崎委員：先ほど聞き漏らしたかもしれませんので、もう一度お願いしたいのですが、192の1の除外になったところをもう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

事務局：申しわけありません。御説明させていただきます。

192の1につきましては、変更の目的が説明資料の3枚目で変更内容個別検討調書をつけさせていただいているのですが、こちらの変更の目的が集落介在地ということで判断をさせていただいております。集落介在地というものがこちらの説明資料にあります。集落などに介在する土地とし、集落内に介在して周辺の農用地と一体的な利用が困難な土地で、おおむね3反未満の土地であることと、周囲3方向以上が集落宅地であるなど、農地以外に囲まれている土地であること。また、除外後、周辺の農地に与える影響が軽微であることと、20年以上農業生産基盤整備事業が実施されておらず、将来につきましても整備計画がない土地ということで外させていただいております。あと、こちらの右側になります73の2とほか3筆につきましては、変更の目的につきましては近代化価値ということで判断をさせていただいております。先ほどの農業基盤の整備事業というものは、愛知用水の二期事業になっております。愛知用水の二期事業につきましては、平成16年に完了をしておりますので、そこから20年ですので、平成36年まではこちらの集落介在地としては外せない土地となっております。ただ、こちらの192の1につきましては、愛知用水土地改良区等に確認しましたところ、愛知用水の第二期事業の受益地とはなっておりませんので、外させていただく要件が整いまして、対象としております。

同じく右側ですね、73の2のほか3筆につきましても、変更の目的とし、近代化不可ということで、説明資料の2ページに近代化が図れない土地の要件に該当をしておりましたので、外させていただきました。近代化の図れない土地につきましては、過去30年以内に農業生産基盤整備事業が実施されておらずという項目がありまして、こちらの農業生産基盤整備事業、一番直近のものが愛知用水の第二期事業となっております。こちらの4筆につきましては、愛知用水の第二期事業の受益地ではなかったことから、全ての要件が整って事務的な除外をさせていただいております。以上です。

鈴木委員：説明がわからないことはないのですが、12年でこれだけしか変更できないというのは、事務局が少し弱腰ではないですか。愛知用水の二期事業で受益地ですが、みよし市が県に持っていった案としては、どのぐらいのものを提示して、これだけになったのですか。
また、近い将来、工業団地の話もありますが、どういう総合事業計画になるのですか。

事務局：まず、最初に御質問がありました。市が作成させていただいた除外の案につきましては、約2ヘクタールの小規模な農用地の除外を案として作成しまして、愛知県にてヒアリングを受けさせていただきました。若干弱腰ではないかというお言葉もいただいたわけですが、実は愛知用水の二期事業は平成16年に完了しております、前回の総見直しは平成18年にやっております。その平成18年の総見直し的时候は、集落介在だとか近代化とかという要件で何カ所か除外をさせていただいた経緯もありまして、その事務は私がやったのですが、そのときはできて今回はできない理由は何ですかということも確認させていただきましたが、現在は全ての市町村にそういう指導をされておると。また、法律等々の改正がありまして、そういう姿勢で愛知県は市町村の指導をしておるという回答でしたので、これ以上は強く意見を言うのをやめさせていただきました。

2つ目の企業立地、工業誘致を今計画させていただいておるわけですが、この件につきましては、市街化編入を要件として農振除外の手続もあわせて一緒にやっていく計画であります。なので、別案件と捉えていただければよろしいと思います。以上です。

議長：よろしいでしょうか。

御意見等ないようですので、採決に移ります。

番号2について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号2について、適当であるとして市へ答申することとします。

《採決結果：諮問第2号 賛成2件》

議長：続いて、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

ア 平成30年8月分農地転用届出の受理状況について

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、御意見等のある委員は、挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、以上で予定していた議事等は全て終了いたしました。これをもちまして議長の職を終了させていただきます。ありがとうございます。

引き続き農地利用最適化推進会議を行いますので、議事の進行を事務局へ渡します。

事務局：どうもありがとうございました。

引き続き9月農地利用最適化推進会議を行わせていただきます。

それでは、別に用意させていただいた資料のほうを御用意ください。

協議報告事項は3件ございますので、よろしくをお願いします。

- 1 農業委員、農地利用最適化推進委員合同研修会について
- 2 アンケート調査について
- 3 視察研修について

事務局：《資料に基づき説明》

事務局：今、御説明させていただいた件につきまして、御意見、御質問等がありましたら、お願いします。

(質問、意見等なし)

事務局：それでは、9月の定例農業委員会並びに農地利用最適化推進委員会議のほうを終了させていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、御起立をお願いします。

一同、礼。ありがとうございました。

(閉会午前10時15分)